標題 : 総務省通知「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」

発信番号:自治労情報2023第0082号

発信日付:2023年5月8日

宛先(団体):

宛先 :各県本部委員長様

送信者(団体):全日本自治団体労働組合 送信者:中央執行委員長 川本 淳

総務省は5月2日付けで通知「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」を発出しました。これは、給実甲第1064号(一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について)の一部が改正されたことを踏まえたもので、会計年度任用職員の給与改定について、遡及改定も含めて常勤職員に準じた対応とするよう求める内容となっています。

なお、国では、常勤職員に準じた取扱いとする非常勤職員の範囲について、各府省申し合わせにより「委員、顧問、参与その他これらに類似する職務に従事する非常勤職員」、「特定の時期に一時的(任期が3か月以内)に任用される非常勤職員」や「勤務日数が少ない(出勤すべき日が平均週2日未満相当)非常勤職員」を除く非常勤職員を対象としています。(【別紙2】マニュアル追加Q&A参照)

取り組みの詳細については、6月に開催する拡大労働条件・組織化担当者会議で提起します。

添付ファイル:

- 01_【通知】常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて.pdf
- 02【別紙1】給実甲第1313号(給実甲第1064号一部改正)+.pdf
- 03_【別紙2】マニュアル+追加Q&A.pdf